

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ経過観察表

HRNO 生徒氏名

発症した日：令和 年 月 日（発症0日目）

病院に行った日：令和 年 月 日

経過日数	月 日	午前測定時刻：体温	午後測定時刻：体温	咳や、のどの痛みが 治まった日に○
発症した日 (0日目)	月 日	時 分： 度	時 分： 度	
1日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	
2日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	
3日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	
4日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	
5日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	
6日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	
7日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	
8日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	
9日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	
10日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	

※発症してから5日間は、登校できません！！

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

①発症してから5日間経っていること。（発症した翌日を1日目とする）

（例：9月1日に発症したら、9月6日までは休み、9月7日から登校できます。）

②症状が軽快した後、丸1日経っていること。（症状が軽快した日とその翌日までは休み。）

（症状軽快とは、解熱剤等の薬を使わずに熱が下がり、咳・のどの痛み・息苦しさ等が治まっていること。）

①・②の両方に当てはまったら登校できます。

※熱が下がらない場合や、咳やのどの痛みが治まらない場合は、5日間を過ぎていても登校できません！

◆インフルエンザの出席停止期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

①発症してから5日間経っていること。（発症した翌日を1日目とする）

（例：9月1日に発症したら、9月6日までは休み、9月7日から登校できます。）

②熱が下がった日から2日経っていること。

（例：熱が下がった日を解熱0日目として、1日目と2日目は休みです。3日目から登校できます。）

（一度熱が下がったのに、また発熱した場合は、最後に熱が下がった日を0日目として数え直します。）

①・②の両方に当てはまったら登校できます。

※熱が下がらない場合は、5日間を過ぎていても登校できません！